

3 許可の有効期間

許可の有効期間は、5年間です。

許可の更新を受けなければ、有効期間の満了とともに効力を失います。

したがって、引き続き建設業を営もうとする場合には、許可の有効期間が満了する日の30日前までに、許可の更新の申請（※）をしなければなりません（建設業法施行規則第5条）。許可の更新の申請をしていれば、有効期間の満了後であっても、許可又は不許可となるまでは、従前の許可は有効です。

※ 申請は、許可の有効期間の満了する3か月前から受付けしています。

営業の意思があるにもかかわらず、有効期間の30日前（30日未満～有効期間内）までに申請ができなかった場合は、申請窓口にて個別にご相談ください。